平成２５年（フ）第１４号
福島県喜多方市塩川町窪字家ノ下1609番地
市営家ノ下団地48棟５号、前住所福島県喜多方市岩月町喜多方字渕ノ上143番地７
債務者　服部　理恵（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
福島県耶麻郡西会津町尾野本字荒屋敷丙763番地
債務者　赤城　洋子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２４年（フ）第４５７号
神奈川県厚木市温水1987番地28、前住所神奈川県厚木市林１丁目９番17号　グランチェリオ203
債務者　長谷川三和
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４５８号
神奈川県川崎市川崎区大島１丁目１番18号203
債務者　松本　英樹
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９５号
神奈川県厚木市上荻野1241番地３
債務者　河島　　進
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９９号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島726番地６サニーシティー２号室、前住所神奈川県茅ヶ崎市本村２丁目３番36号
債務者　富田　理緒
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第５８３号
新潟市西区鳥原108番地５、前住所新潟市西区鳥原153番地　サンコーポⅡＡ号
債務者　小松　　仁
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５号
新潟県村上市坂町2551番地８
債務者　伊藤　亮一
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第９号
新潟県胎内市長橋下350番地　つつじが丘住宅26号
債務者　皆川　　奏
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１３号
新潟県阿賀野市中央町１丁目１番43号
債務者　見上　　純
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１４号
新潟県新発田市中曽根町２丁目８番４号　小柳荘２
債務者　渡邊　清花（旧姓石山）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３９号
愛知県江南市古知野町小金116番地　アカネ荘Ｃ
債務者　高橋　順子
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４３号
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地３　江南団地43棟106号
債務者　澤木み㐂枝
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５０号
愛知県一宮市あずら１丁目13番25号
債務者　ヨシダインテリア工芸こと　吉田　信行
１　決定年月日時　平成25年３月７日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第５１号
香川県さぬき市寒川町石田東甲2315番地
債務者　廣瀬　直人（旧姓古山）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第５９号
香川県綾歌郡綾川町陶1755番地１　ピアＫ⌒ＯＳＡⅢ205号室、住民票上の住所香川県善通寺市上吉田町１丁目６番37号
債務者　白井　博文
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第９号
長崎県大村市沖田町499番地１
債務者　北村公次郎
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係